

○前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第221号

改正 平成29年6月30日告示第427号
平成30年3月30日告示第215号
平成30年9月28日告示第601号
令和元年9月30日告示第284号
令和3年3月29日告示第145号
令和4年3月28日告示第176号
令和4年9月28日告示第649号
令和6年3月30日告示第181号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び実施要綱の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業のうち、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービスA（第1号訪問事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 訪問型サービスC（第1号訪問事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業のうち、指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型サービスA（第1号通所事業のうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 通所型サービスC（第1号通所事業のうち、保健・医療の専門職が提供するサ

ービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

ウ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業のうち、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対する見守りとともに行う配食サービス（以下「高齢者支援配食サービス」という。）をいう。以下同じ。)

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第4条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 事業者指定による実施

(2) 訪問型サービスA 事業者指定による実施

(3) 訪問型サービスC 直接による実施

(4) 介護予防通所介護相当サービス 事業者指定による実施

(5) 通所型サービスA 事業者指定による実施

(6) 通所型サービスC 直接又は委託による実施

(7) 高齢者支援配食サービス 委託による実施

(8) 介護予防ケアマネジメント 直接又は委託による実施

(9) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施

（総合事業の対象者）

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。)

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業対象者の確認等）

第6条 介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者（前条第1項第1号に該当しない者に限る。）は、基本チェックリスト実施申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに申請者に対して基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当するかどうかの確認を行うものとする。

3 基本チェックリストの実施結果により事業対象者に該当した者が、介護予防ケアマネ

ジメントを受けることを希望する場合は、前橋市介護保険規則様式第21号に定める介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に提出する。

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表の規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める前橋市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める前橋市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める前橋市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（第1号事業支給費の支給）

第8条 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、訪問型サービス又は通所型サービス（指定事業者が実施するものに限る。）を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める割合）に相当する額を支給するものとする。

- (1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者（次号に掲げる者を除く。） 100分の80
- (2) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第2項に規定する政令で定める額以上である者 100分の70

2 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防ケアマネジメントを利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の100に相当する額を支給するものとする。

3 前2項に規定する第1号事業支給費の支給を受けようとする者（法第115条の45の3第3項の規定により、市が当該居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に当該第1号事業に要した費用を支払う場合を除く。）は、介護予防・生活支援サービス第1号事業支給費支給申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、結果を介護予防・生活支援サービス第1号支給費支給（不支給）決定通知書（様式第1号の3）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支給限度額）

第9条 事業対象者に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス

費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める割合）に相当する額を超えることができない。

(1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者（次号に掲げる者を除く。） 100分の80

(2) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第2項に規定する政令で定める額以上である者 100分の70

（第1号事業支給費の額の特例）

第10条 災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合（第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 災害その他特別な事情により、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者が受ける第1号事業支給費について第8条第1項及び前条の規定を適用する場合（第8条第1項及び前条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」と、「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第10条の2 前条の規定による利用者の負担額の特例の認定を受けようとする者は、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除申請書（様式第1号の4）にその理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、認定又は不認定の決定をし、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除決定（不決定）通知書（様式第1号の5）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、認定の決定をする場合にあつては、介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定証（様式第1号の6）を併せて交付するものとする。

3 法第60条の規定による利用者の負担額の特例の認定を受けている居宅要支援被保険者は、第1項の認定を受けたものとみなす。

4 介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちに介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除理由消滅届出書（様式第1号の7）を市長に提出しなければならない。

第10条の3 前2条の規定による利用者の負担額の特例の取扱いについては、前橋市介護保険規則（平成27年規則第48号）別表第1の規定を準用する。

（特例第1号事業支給費の支給）

第11条 市長は、次に掲げる場合には、第5条第1項各号に掲げる者に対し、特例第1

号事業支給費を支給する。

(1) 第5条第1項各号に掲げる者が、当該要支援認定又は当該事業対象者の確認の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス又は通所型サービスA若しくは介護予防ケアマネジメントを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認める場合

2 特例第1号事業支給費（介護予防ケアマネジメントを除く。）の額は、当該介護予防・生活支援サービスについて第7条の規定により算定した費用の額の100分の90（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める割合）に相当する額とする。

(1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者（次号に掲げる者を除く。） 100分の80

(2) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第2項に規定する政令で定める額以上である者 100分の70

3 特例第1号事業支給費（介護予防ケアマネジメントに限る。）の額は、当該介護予防・生活支援サービスについて第7条の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

4 市長は、特例第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防・生活支援サービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防・生活支援サービスを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防・生活支援サービスを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 第8条第3項及び第4項の規定は、特例第1号事業支給費の支給について準用する。
（指定事業者の指定等）

第12条 法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前橋市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書（様式第2号）又は前橋市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定又は指定の更新をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の指定又は指定の更新の有効期間は、6年とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第41条第1項本文の指定を受けている事業所が、第1項の指定又は指定の更新を受ける場合（同一の事業所における同一の居宅サービスの種類に限る。）、当該指定又は指定の更新の有効期間は、平成30年4月1日以降に初めて到来する法第41条第1項本文の指定を受けている事業所の指定有効期間の満了の日ま

の間又は6年のいずれか短い期間とする。

- 5 前4項に定めるもののほか、第1項の指定又は指定の更新の基準その他指定又は指定の更新に必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の拒否)

第13条 前条第1項に規定する指定又は指定の更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は指定の更新をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、前橋市訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年前橋市告示第222号。以下「訪問基準要綱」という。）又は前橋市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年前橋市告示第223号。以下「通所基準要綱」という。）に定める基準、員数等を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、訪問基準要綱又は通所基準要綱に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法、法第7条第6項各号（第4号を除く。）に掲げる法律、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員

等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。) であるとき。

- (9) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 第10号に規定する期間内に次条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定の申請前5年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (14) 申請者の役員等のうちに第5号から第8号まで及び第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

（変更等の届出）

第14条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に前橋市介護予防・生活支援サービス事業所変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに前橋市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・

休止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に前橋市介護予防・生活支援サービス事業所再開届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（指定事業者の指定の取消し等）

第15条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、その旨を当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

（高額介護予防サービス費相当事業）

第16条 市長は、実施要綱別記1の(1)ア(コ)の規定により、高額介護予防サービス費相当事業を実施する。

- 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

第17条 市長は、実施要綱別記1の(1)ア(サ)の規定により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

- 2 前項に規定するもののほか、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（訪問型サービスCの実施）

第18条 訪問型サービスCの実施については、市長が別に定める。

（通所型サービスCの実施）

第19条 通所型サービスCの実施については、市長が別に定める。

（高齢者支援配食サービスの実施）

第20条 高齢者支援配食サービスの実施については、市長が別に定める。

（介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施）

第21条 介護予防ケアマネジメント及び一般介護予防事業の実施については、市長が別に定める。

（指導及び監査）

第22条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及び委託を受けて総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

- 2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第6条の介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者（第5条第1項第1号に該当しない者に限る。）は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により、

その申込を行うことができる。

- 3 第12条の指定又は指定の更新を受けようとする者は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定により指定又は指定の更新の申請があった場合には、この要綱の施行前においても、第12条又は第13条の規定の例により、当該指定又は指定の更新若しくは指定の拒否又は指定の更新の拒否をすることができる。この場合において、当該指定又は指定の更新若しくは指定の拒否又は指定の更新の拒否を受けた者は、施行日において当該指定又は指定の更新若しくは指定の拒否又は指定の更新の拒否を受けたものとみなす。

附 則（平成29年6月30日告示第427号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第215号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第601号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第284号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第145号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和3年9月30日までの間は、別表の介護予防訪問介護相当サービス費のイからハまで、訪問型サービスA-1費のイからハまで、訪問型サービスA-2費のイからハまで、介護予防通所介護相当サービス費のイ、通所型サービスA費のイ及び介護予防ケアマネジメント費のイについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則（令和4年3月28日告示第176号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月28日告示第649号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月30日告示第181号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 訪問型サービス費

(1) 介護予防訪問介護相当サービス費

ア 1週間当たりの標準的な回数を定める場合（1か月につき）

- | | |
|---------------------|----------|
| (ア) 1週間に1回程度の場合 | 1, 176単位 |
| (イ) 1週間に2回程度の場合 | 2, 349単位 |
| (ウ) 1週間に2回を超える程度の場合 | 3, 727単位 |

注1 利用者に対して介護予防訪問介護相当サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、所定単位数を算定する。

2 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1か月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1か月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、介護予防訪問介護相当サービス事業所における1か月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス事業所における1か月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護

予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1か月当たり実利用者数が5人以下である介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問基準要綱第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。
- 9 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。
- 10 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、訪問型サービスA事業所（訪問基準要綱第42条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

イ 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1か月につき所定単位数を加算する。

ウ 生活機能向上連携加算

- (ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (ア)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (イ)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3か月の間、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、(ア)を算定している場合は、算定しない。

エ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1か月に1回に限り所定単位数を加算する。

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) アからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) アからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) アからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) アからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、アからエまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) 訪問型サービスA-1費

- | | |
|------------------|-------|
| ア 訪問型サービスA-1費(Ⅰ) | 235単位 |
| イ 訪問型サービスA-1費(Ⅱ) | 235単位 |
| ウ 訪問型サービスA-1費(Ⅲ) | 235単位 |

注1 利用者に対して、訪問型サービスA-1事業所（訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを同一の事業所において一体的に提供する事業所をいう。以下同じ。）の従事者（訪問基準要綱第42条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 訪問型サービスA-1費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週間に

- 1 回程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に4回までの訪問型サービスAを行った場合
- (2) 訪問型サービスA—1費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週間に2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に5回から8回までの訪問型サービスAを行った場合
- (3) 訪問型サービスA—1費(Ⅲ) 介護予防サービス計画において1週間に2回を超える程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に9回から12回までの訪問型サービスAを行った場合
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、1回につき2単位を所定単位数から減算する。
- 3 訪問型サービスA—1事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA—1事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービスA—1事業所における1か月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、1回につき23単位を所定単位数から減算する。
- 4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA—1費は、算定しない。
- 5 利用者が一の訪問型サービスA—1事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該訪問型サービスA—1事業所以外の訪問型サービスA—1事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA—1費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA—1事業所において、新規に訪問型サービスA計画（訪問基準要綱第45条第2項第1項に規定する訪問型サービスA計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（訪問基準要綱第42条第3項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA—1事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1か月につき所定単位数を加算する。

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービスA—1事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、1回につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 32単位

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 24単位

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 13単位

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービスA-1事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 15単位

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 10単位

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービスA-1事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、1回につき6単位を所定単位数に加算する。

(3) 訪問型サービスA-2費

ア 訪問型サービスA-2費(Ⅰ) 203単位

イ 訪問型サービスA-2費(Ⅱ) 203単位

ウ 訪問型サービスA-2費(Ⅲ) 203単位

注1 利用者に対して、訪問型サービスA-2事業所(訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを同一の事業所において一体的に提供しない事業所をいう。以下同じ。)の従事者が、訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 訪問型サービスA-2費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週間に1回程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に4回までの訪問型サービスAを行った場合

(2) 訪問型サービスA-2費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において1週間に2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に5回から8回までの訪問型サービスAを行った場合

(3) 訪問型サービスA-2費(Ⅲ) 介護予防サービス計画において1週間に2回を超える程度の訪問型サービスAが必要とされた者に対して、1か月に9回から12回までの訪問型サービスAを行った場合

2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA-2費は、算定しない。

3 利用者が一の訪問型サービスA-2事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該訪問型サービスA-2事業所以外の訪問型サービスA-2事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA-2費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA-2事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA-2事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1か月につき所定単位数を加算する。

2 通所型サービス費

(1) 介護予防通所介護相当サービス費

ア 1週間当たりの標準的な回数を定める場合（1か月につき）

(ア) 事業対象者・要支援1 1, 798単位

(イ) 事業対象者・要支援2 3, 621単位

注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所（介護予防通所介護相当サービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、1か月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者が事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週間に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア(ア)に掲げる所定単位数を、1週間に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア(イ)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者（指定相当訪問型サービス等基準48条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所基準要綱第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当

サービス費は、算定しない。

- 7 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。
- 8 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、通所型サービスA事業所（通所基準要綱第42条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。
- 9 介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1か月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
 - (1) ア(ア)を算定している場合 376単位
 - (2) ア(イ)を算定している場合 752単位
- 10 利用者に対して、その居宅と介護予防通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア(ア)を算定している場合は1か月につき376単位を、ア(イ)を算定している場合は1か月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活

機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週間につき1回以上行っていること。

ウ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1か月につき所定単位数を加算する。

エ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（オの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

オ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3か月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と

認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

カ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びキにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1か月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）160単位

キ 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、オ又はカを算定している場合は、算定しない。

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1か月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

ア 介護予防サービス計画において1週間に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者・要支援1 88単位

イ 介護予防サービス計画において1週間に2回程度の介護予防通所介護相当

サービスが必要とされた事業対象者・要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

ア 介護予防サービス計画において1週間に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者・要支援1 72単位

イ 介護予防サービス計画において1週間に2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者・要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

ア 介護予防サービス計画及において1週間に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者・要支援1 24単位

イ 介護予防サービス計画において1週間に2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者・要支援2 48単位

ケ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3か月に1回を限度として、1か月につき、(2)については1か月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

コ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

サ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1か月につき所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

シ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) アからサまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) アからサまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アからサまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ス 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) アからサまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) アからサまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

セ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、アからサまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(2) 通所型サービスA費

ア 通所型サービスA費

(ア) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回) 1, 420単位

(イ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回) 2, 840単位

注1 利用者に対して、通所型サービスA事業所の従事者(通所基準要綱第42条第1項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、通所型サービスAを行っ

た場合に、次に掲げる区分に応じ、1か月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

(1) 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回） 介護予防サービス計画において1週間に1回の通所型サービスAが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、通所型サービスAを行った場合

(2) 事業対象者・要支援1・要支援2（週2回） 介護予防サービス計画において1週間に2回の通所型サービスAが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、通所型サービスAを行った場合

2 通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービスA事業所と同一建物から当該通所型サービスA事業所に通う者に対し、通所型サービスAを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1か月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) ア(ア)を算定している場合 124単位

(2) ア(イ)を算定している場合 164単位

3 利用者に対して、その居宅と通所型サービスA事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき16単位（ア(ア)を算定している場合は1か月につき124単位を、ア(イ)を算定している場合は1か月につき164単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注2を算定している場合は、この限りでない。

イ 専門プログラム実施加算 112単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、運動、栄養、口腔に関する機能改善プログラム（以下、「専門プログラム」という。）を実施した場合は、1か月につき所定単位数を加算する。ただし、同一日に実施できる専門プログラムは1つまでとする。

(1) 従事者の員数に加え、次に掲げる専門プログラムの区分に応じてそれぞれ要する従事者を1人以上配置していること。

ア 運動器機能向上プログラム 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、健康運動指導士、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

イ 栄養改善プログラム 管理栄養士

ウ 口腔機能向上プログラム 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員

(2) 利用者に対して、専門プログラムのいずれかを月2回以上集団指導により実施していること。

(3) 専門プログラムを実施した日付、内容、実施者名、利用者の状況等の特記事項を記録しておくこと。

3 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1か月につき）

- ア 介護予防ケアマネジメントA 442単位
- イ 介護予防ケアマネジメントB 342単位
- ウ 介護予防ケアマネジメントC 342単位

注1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は、算定しない。

4 この表において、介護予防ケアマネジメントAとは予防給付に対する介護予防支援と同様の介護予防ケアマネジメントを、介護予防ケアマネジメントBとはサービス担当者会議を省略した介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成し、必要に応じてモニタリング時期を設定した上で、評価及び介護予防ケアプランの変更を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを、介護予防ケアマネジメントCとは高齢者支援配食サービスの利用を開始するときに行う介護予防ケアマネジメントをいう。

(2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを提供する事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1か月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

基本チェックリスト実施申込書

※対象者の住所地の地域包括支援センターへ提出
（新規相談の場合は対象者確認シートも包括へ提出）

受付場所	
受付者	
担当地域包括支援センター	

受付日	平成 年 月 日	被保険者番号	
対象者	フリガナ		
	氏名	生年月日	性別
	(歳)	明・大・昭 年 月 日生	男・女
住所	〒 前橋市 町 電話番号		
提出者	フリガナ		
	氏名	対象者（本人）との関係	
	住所	〒 ー 電話番号	
代行事業所名			
担当ケアマネジャー	基本チェックリスト実施時の同行 有・無		

サービスの利用にあたり、基本チェックリストの実施を申し込みます。

利用者氏名(必須) _____ 代筆者氏名 _____

利用者との関係 ()

※利用者本人が自署できない場合には、本人承諾のうえ代理人による代筆が可能です。
その場合には、代筆者の署名をお願いします。

《 確認事項 》

現在の状況	要介護認定	なし 要支援：1・2 要介護：1・2・3・4・5 有効期間： 年 月 日まで
	生活場所	自宅 ・ その他 入院中： 退院予定日： 年 月 日 リハビリ（予定）： 有・無
	本人の状態	
立会い者	あり ⇒氏名 _____ 被保険者との関係 () なし	
日中連絡の取れる電話番号（携帯可）	— — 氏名・利用者との関係 () — — 氏名・利用者との関係 ()	
連絡の取れる時間帯	□いつでも可	
実施場所	□自宅 □自宅以外の場所：	

※包括記入欄

日付		受付者	
----	--	-----	--

介護予防・生活支援サービス第1号事業支給費支給申請書

(年 月分)

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
		被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別	
住 所	〒 電話番号 ()		
支払金額合計	円		
申請理由			
<p>(宛先)前橋市長</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて介護予防・生活支援サービス第1号事業支給費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号 ()</p> <p>氏名 印</p>			

注意・被保険者証、該当月分の領収書及びサービス提供証明書等を併せて添付してください。

上記の介護予防・生活支援サービス第1号事業支給費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	フリガナ			
口座名義人				

年 月 日

様

前橋市長

印

介護予防・生活支援サービス第1号支給費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました支給費については、下記のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

サービス提供年月	年 月												
受付年月日	年	月	日	決定年月日	年	月	日						
給付の種類													
給付の種類													
支給													
本人支払額	円			支給決定額	円								
不支給・減額理由													
支払方法													
金融機関													
口座番号				口座種類									
口座名義人													

問い合わせ先

教示

○不服申立て等

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、前橋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前橋市を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除申請書

フリガナ		被保険者 番 号	
被保険者氏名		個人番号	
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号		
利用者負担額 減免申請理由			
<p>(宛先)前橋市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>			

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

	様
--	---

前橋市長

印

介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除決定（不決定）通知書

先に申請のありました、利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定したので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年	月	日																
決定事項																			
1	承認する	適用年月日	年	月	日	(承認内容)													
		有効期限	年	月	日														
2	承認しな	理由																	

問い合わせ先

教示

○不服申立て等

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、前橋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前橋市を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表)

介護予防・生活支援サービス利用者負担 額 減 額 ・ 免 除 認 定 証												
交付年月日												
被 保 険 者	番 号											
	住 所											
	フリガナ 氏 名											
	生年月日	年 月 日	性 別									
	適用年月日	から										
	有効期限	まで										
減額・免除等 認定事項	給付率 /100											
保険者番号 並びに保険 者の名称及び印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>											

(裏)

注 意 事 項

- 一 介護予防・生活支援サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護予防・生活サービスを受けるときに支払う金額は、介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用から当該費用に給付率を乗じた額になります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の条件に該当しなくなつたとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○ 証の大きさ 縦 128ミリ
横 91ミリ

様式第1号の7 (第10条の2関係)

介護予防・生活支援サービス利用者負担額減額・免除理由消滅届出書

フリガナ		被保険者 番 号	
被保険者氏名		個人番号	
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 電話番号		
利用者負担額 減免理由の消 滅 理 由			
<p>(宛先)前橋市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除理由が消滅したの で届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>			

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有 効 期 限	
年 月 日 まで	

前橋市介護予防・生活支援サービス事業所 指定申請書

年 月 日

(宛先)前橋市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号				
申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		都道 府県	市区 町村	
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号	
		Email				
	法人等の種類					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 -)		都道 府県	市区 町村		
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に <input checked="" type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	
指定事業を受けようとする種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定申請対象事業等 (該当事業に○)	既に指定(登録)を受けている事業等 (該当事業に○)	指定申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	介護予防訪問介護相当サービス				付表第三号(一)	
	緩和した基準による訪問型サービス(定率)					
	緩和した基準による訪問型サービス(定額)					
	介護予防通所介護相当サービス					付表第三号(二)
	緩和した基準による通所型サービス(定率)					
	緩和した基準による通所型サービス(定額)					
既に指定(登録)を受けている事業所の種類(該当に○)	訪問介護			/		
	基準該当訪問介護					
	通所介護					
	基準該当通所介護					
	地域密着型通所介護					
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)					

- 備考
- 「指定申請対象事業等」「既に指定(登録)を受けている事業等」の欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
 - 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 - 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

様式第4号(第14条関係)

前橋市介護予防・生活支援サービス事業所
変更届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号																		
		法人番号																		
指定内容を変更した事業所等		名称																		
		所在地																		
サービスの種類																				
変更年月日		年 月 日																		
変更があった事項(該当に○)		変更の内容																		
	事業所の名称	(変更前)																		
	事業所の所在地																			
	申請者の名称																			
	主たる事務所の所在地																			
	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名																			
	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)																			
	事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	(変更後)																		
	利用者の推定数、利用者の定員																			
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所																			
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴																			
	運営規程																			
	その他																			

備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
 なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

様式第5号(第14条関係)

前橋市介護予防・生活支援サービス事業所 廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号																			
	法人番号																			
廃止(休止)する事業所	名称																			
	所在地																			
サービスの種類																				
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止																			
廃止・休止する年月日	年 月 日																			
廃止・休止する理由																				
現にサービスを受けている者に対する措置																				
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日																			

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

